

鹿児島県手話施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（令和2年鹿児島県条例第7号。以下「手話言語条例」という。）第17条の規定に基づき、鹿児島県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 手話言語条例第7条第2項の規定により、障害者施策推進協議会に意見を述べること。
- (2) 手話言語条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、ろう者、手話通訳者、学校関係者、事業関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等により構成する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、知事が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室で処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。